

## 公的研究費の不正使用への対応に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、公的研究費の適正管理に関する規程に基づき、清泉女子大学（以下「本学」という。）に所属する教職員の公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）への対応に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、不正使用とは、実態とは異なる謝金の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、その他研究資金等の文部科学省等の定め・本学関係諸規程に違反して公的研究費を使用することをいう。

② 公的研究費とは、科学研究費（以下「科研費」という。）を始めとする文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人（以下「文部科学省等」という。）から、本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(告発等の受付窓口)

**第3条** 本学は、公的研究費に係る不正使用に関する告発（本学外のものを含む。以下同じ。）又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける不正使用告発等受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、告発又は相談の受付を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らう。

② 受付窓口は、総務課内に設置する。

③ 総務課は、受付窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を定め、学内外に周知する。

(告発等の取扱い)

**第4条** 告発等の受付は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、直接、受付窓口で行うものとする。

② 告発は原則として、顕名により行われるものとし、次に掲げる事項を明らかにしているもののみ受け付ける。

1 不正使用を行った疑いがある者（以下「被告発者」という。）の氏名

2 不正使用の態様及び事案の内容

3 不正使用と判断できる合理的理由及び実証的証拠

③ 前項各号に規定する事項が確認できない告発は、原則として受理しないものとする。ただし、受付窓口において匿名で告発を行うことに妥当性があると認められた場合は、この限りではない。

④ 第2項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

⑤ 報道、学会等により不正使用の疑いが指摘された場合は、第2項本文の告発があったものとみなすことができる。

⑥ 不正使用の疑いがインターネット上に掲載されている（不正使用を行ったとする研究

者・グループ、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正使用とする合理性のある理由が示されている場合に限る。) ことを、当該不正使用を指摘された者が所属する研究機関が確認した場合は、第2項本文の告発があったものとみなすことができる。

- ⑦ 告発の意思を明示しない相談については、統括管理責任者がその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- ⑧ 不正使用が行われようとしている又は不正使用を求められているという告発・相談については、統括管理責任者がその内容を確認・精査し、相当の理由があると求めたときは、被告発者に警告を行う。
- ⑨ 告発等があった場合には、受付窓口は速やかに最高管理責任者に報告する。

(告発者・被告発者の取扱い)

**第5条** 告発を受付ける場合、個室で面談したり、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

- ② 最高管理責任者は告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう関係者の秘密保持を徹底する。
- ③ 最高管理責任者は悪意に基づく告発を防止するために、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- ④ 最高管理責任者は、告発者に対し、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
- ⑤ 最高管理責任者は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもって、その研究活動の部分的又は全面的禁止、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発の防止)

**第6条** 受付窓口において告発を受けた者は、悪意に基づく虚偽の告発を防止するため、告発者に対し、次に掲げる事項を確認するものとする。

- 1 第4条第2項各号に掲げる事項を確認できない告発については受理しないこと。
- 2 告発者に対し、調査協力を求める場合があること。
- 3 調査の結果、悪意に基づく虚偽の告発であると認められた場合には、告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等を行うことがあること。

(予備調査)

**第7条** 最高管理責任者は、第4条第9項の報告を受けて、告発内容の合理性及び可能性等について予備調査を担当する者(以下「担当者」という。)を指名し、その任に当たらせる。

- ② 前項の担当者は、告発内容にしかるべき調査能力を有する者による予備調査委員会を

設置し、原則として、告発受理日から 20 日以内に予備調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告する。

- ③ 予備調査においては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、告発者が悪意に基づく告発を行った疑いがあると予備調査委員会が認める場合には、告発者に対しても、弁明の機会を与えることができる。
- ④ 最高管理責任者は、第 2 項の報告を受けて、さらなる調査（以下「本調査」という。）を行う必要があるか否かを 10 日以内に決定するとともに、当該調査の要否を文部科学省等に報告する。
- ⑤ 最高管理責任者は、本調査を行う必要がないと認める場合には、告発者、被告発者及び被告発者の所属する部局の部局責任者に通知するものとする。

（本調査の通知・報告）

**第 8 条** 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

- ② 告発された事案の本調査に当たっては、告発者が了承した場合を除き、本調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- ③ 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について文部科学省等に報告、協議しなければならない。

（本調査の体制）

**第 9 条** 最高管理責任者は、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- ② 前項の通知に対して、告発者及び被告発者は、前項の通知を受け取った翌日から 7 日以内に理由を添えて最高管理責任者に異議申立てをすることができる。なお、異議申立てがあつた場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- ③ 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。
  - 1 告発された事案に係る本調査
  - 2 不正使用が行われたか否かの認定
  - 3 不正使用の認定に対し不服申立てがされた場合の再調査（以下「再調査」という。）
- ④ 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成し、本学に属さない外部有識者を半数以上含むこととする。
  - 1 統括管理責任者
  - 2 被告発者の所属する学科等の教員のうちから統括管理責任者が指名する者 若干名
  - 3 外部有識者のうちから統括管理責任者が指名する者 若干名
  - 4 弁護士その他統括管理責任者が必要と認めた者
- ⑤ 前項第 2 号乃至第 4 号の委員の選出に当たっては、本調査を公正に行うため、調査対

象となる事案の利害関係者が委員にならないようにしなければならない。

- ⑥ 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- ⑦ 委員長は、調査委員会を主宰する。
- ⑧ 調査委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- ⑨ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。  
(本調査の実施等)

**第 10 条** 本調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種調査資料の精査及び関係者へのヒアリング等により実施する。

- ② 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- ③ 調査委員会は、本調査の実施に当たって、告発者、被告発者その他関係者に対し、関係資料の提出等必要な協力を求めることができる。
- ④ 前項の規定により協力を求められた告発者等は、本調査の実施に当たって、誠実に協力しなければならない。
- ⑤ 調査委員会は、本調査の実施に当たり、当該研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。なお、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取ることができる。
- ⑥ 調査委員会は、本調査の実施に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう配慮する。

(調査中における一時的執行停止)

**第 11 条** 最高管理責任者は、必要に応じて、告発された研究に係る公的研究費の使用停止を命ずることができる。

(認定)

**第 12 条** 調査委員会は、本調査開始後概ね 150 日以内に、不正使用が行われたか否かの認定を行うものとする。

- ② 被告発者が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が適正な方法及び手続にのっとり行われたものであることを根拠を示して説明しなければならない。
- ③ 調査委員会は前項により被告発者から説明を受けるとともに、本調査によって得られた、証拠、証言等を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行う。
- ④ 調査委員会が不正使用を認定する場合は、次に掲げる事項について認定するものとする。

- 1 不正使用に関与した者の所属、氏名

- 2 不正使用の内容、その額
- 3 不正使用に関与した者の関与の程度
- ⑤ 不正使用が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。なお、この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- ⑥ 調査委員会は、速やかに本調査結果を最高管理責任者に報告する。  
(本調査結果の通知及び報告)

**第13条** 最高管理責任者は、本調査結果(「認定」を含む。以下同じ。)を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外の者で不正使用に関与したと認定された者(以下「被告発者等」という。)に通知する。

- ② 最高管理責任者は、告発の受付から概ね 210 日以内に本調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を文部科学省等に提出する。なお、期限までに本調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を文部科学省等に提出する。また、本調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、文部科学省等に報告する。
- ③ 調査委員会は、文部科学省等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を文部科学省等に提出する。
- ④ 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申立て)

**第14条** 不正使用と認定された被告発者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から 14 日以内に書面をもって最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- ② 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、最高管理責任者が当該調査委員会によって再調査を行うことが適当でないと認めた場合は、当該調査委員会の委員を変更することができる。
- ③ 不正使用に関する不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきと決定した場合には、直ちに最高管理責任者へ報告し、被告発者に通知する。
- ④ 最高管理責任者は、不正使用に関する不服申立てがあったときは、告発者に通知し、合わせて文部科学省等に報告する。また、不服申立て及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ⑤ 調査委員会は、再調査が開始された日から概ね 50 日以内に不服申立てに係る認定の全

部又は一部を取り消すか否かを決定し、直ちに最高管理責任者へ報告する。最高管理責任者は被告発者等及び告発者へ通知し、合わせて文部科学省等に報告する。

(悪意に基づく告発認定に対する不服申立て)

**第 15 条** 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第 1 項の例により不服申立てをすることができる。

② 不服申立ての審査は調査委員会が不服申立てを行った翌日から 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者へ報告する。最高管理責任者は告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、合わせて文部科学省等に報告する。

(調査結果の公表)

**第 16 条** 最高管理責任者は、調査委員会において不正使用が行われたとの認定があった場合、速やかに次に掲げる事項に関する調査結果を公表する。

- 1 不正使用に係る者の所属、氏名
- 2 不正使用の内容及びその判断に至った根拠
- 3 本学が公表までに行った措置の内容
- 4 調査委員会の所属、氏名、調査の方法・手順
- 5 その他、本学が公表の必要があると認める事項

② 不正使用が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏えいしていた場合は、不正使用が行われていなかったこと、その他の必要な事項を公表する。

③ 告発が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該告発者の氏名のその他の必要な事項を公表する。

(不正使用認定後の措置)

**第 17 条** 最高管理責任者は、不正使用が行われたとの認定があった場合は、不正使用への関与が認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、必要に応じた是正措置及び本学就業規則に基づく処分等を行うものとする。

(悪意に基づく告発認定後の措置)

**第 18 条** 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に属する者であるときは、本学就業規則に基づき適切な処置を講じる。

(雑則)

**第 19 条** この規程に定めるもののほか、この規程を施行する際に必要な事項は、最高管理責任者が定める。

## 附 則 1

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則 2

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

**附 則 3**

この規程の改正は、平成 30 年 10 月 1 日より施行する。

**附 則 4**

この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。